

アクセシビリティ

Accessibility

SIG-ACCESS アクセシビリティに関する専門部会

1. 目的

大学等高等教育機関が備えておくべき学修や学生生活にかかわるアクセシビリティに関する知識・技術・行動・態度等について検討し、他 SIG メンバーや、全国の障害学生支援関係者のコメントを受けて、アクセシビリティに関するスタンダードを公表する。

2. コアメンバー

佐々木 銀河 *Ginga SASAKI*

筑波大学人間系, ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 准教授。

筑波大学で障害学生支援のディレクター（業務責任者）を務めています。また、同センターの実践・研究事業「発達障害学生支援（RADD）プロジェクト」の主担当者もしています。



中野 泰志 *Yasushi NAKANO*

慶応義塾大学 経済学部 心理学教室 教授。

30 年前から国立特別支援教育総合研究所で障害のある子供達の支援に携わっており、20 年前から慶応義塾大学で障害学生の支援の実務を担当しています。現在は、慶応義塾大学の協生環境推進室・バリアフリー委員会という他大学の障害学生支援室に相当する部門の委員長を担当しています。



中野 聡子 *Satoko NAKANO*

群馬大学 教育学部 障害児教育講座 准教授。

広島大学、大阪大学で8年間にわたって、障害学生支援の仕事に従事してきました。現在は、高等教育機関における手話通訳養成の教育・研究に取り組み、聴覚障害学生が当たり前に関の高い手話通訳サービスを受けられる高等教育の実現を目指しています。



南谷 和範 *Kazunori MINATANI*

独立行政法人 大学入試センター 試験基盤設計研究部門 准教授。

障害のある受験者のための入試配慮について研究しています。併せて大学入試センターが実施するセンター試験の配慮充実のための作業をしています。近年は2020年から開始される大学入学共通テストの配慮にも取り組んでいます。



大島 友子 *Tomoko OHSHIMA*

日本マイクロソフト 技術統括室 プリンシパルアドバイザー。

Windows や Office の障害のある人のための機能(アクセシビリティ機能)や、AI を使った障害者向けプロジェクトを担当。DO-IT Japan 共催など教育や、障害のある人の就労支援も担当しています。



殿岡 翼 *Tsubasa TONOOKA*

全国障害学生支援センター 代表。

1972 年生まれ。脳性マヒによる全身性の肢体障害があり、電動車いすユーザー。立正大学在学中に『情報誌・障害をもつ人々の現在』を創刊。卒業後『大学案内障害者版』の発行に携わり、1999 年全国障害学生支援センターを設立、以来代表。

安藤 一博 *Kazuhiro ANDO*

国立国会図書館 関西館 図書館協力課長補佐(障害者図書館協力係)。

国立国会図書館において障害者サービス事業を担当しています。当館の事業の中で、学術文献を原本とした録音図書等の製作、プリントディスプレイのある方のために公共図書館、大学で製作されたデータの収集とそれらの提供事業を担当しているほか、最近では WIPO のマラケシュ条約に基づいたデータの輸出入事業を新たに担当するようになりました。

萩原 彩子 Ayako HAGIWARA

手話通訳士。

筑波技術大学に事務局を置く、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の事務局長補佐を務め、大学等の高等教育機関における聴覚障害学生支援に関する各種相談にも対応しています。

白澤 麻弓 Mayumi SHIRASAWA

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部（聴覚障害系）准教授。

筑波技術大学で、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）を立ち上げ、事務局長を務めています。大学をはじめとする専門分野において聴覚障害者が対等に参加できる環境づくりを目指して、情報保障の研究・実践に取り組んでいます。



アクセシビリティに関する スタンドards

1. 基本的なアクセスの保障

障害のない学生が一般的な方法でアクセスできる修学に関わる学内外の全ての情報、施設・設備、その他の人的・物理的環境について、障害のある学生が同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

1-1：障害のない学生が一般的な方法でアクセスでき、大学等が学生に対して提供する全ての教育やサービスにおいて、障害のある学生のアクセシビリティを検討することができる

意図：学生のアクセスは大学等が学生に対して提供する全ての教育やサービス（本来業務）に付随するあらゆる場面（例：学籍、授業、試験・評価、研究活動、大学行事、移動・生活、教育・学生支援・キャリア支援サービス、課外活動など）において検討すべきものであり、授業や試験等の特定の場面のみに固執するべきではないことを理解しておくことが障害学生支援担当者に求められるため

1-2：アクセスを保障するための複数の方法について、学生のニーズ、障害特性の考慮、アクセスを保障する品質や安全の確保、コストおよび大学等に係る負担の程度を勘案・提示の上、複数の方法を提案できる

意図：アクセスを保障するための複数の支援方法（例：テキストデータ化・ノートテイク・PC 通訳・手話通訳・点訳・音声認識など）について効果やコスト等を理解することで、低コストの方法だけを提案するのではなく、アクセスを最大限に保障する方法を提案することが障害学生支援担当者に求められるため

1-3：学生のアクセスを最大限に保障できるが既存の資源では不足する、あるいは慣行として行われていない方法がある場合に、学内外の新たな人的・金銭的・物理的資源を積極的に開拓することができる

意図：アクセスを最大限に保障する方法を実現するために、従来の資源のみによらず、積極的に学内外のリソースを開拓することが障害学生支援担当者に求められるため（例：支援の質の向上、過重な負担の軽減化への努力）

2. 相談・サービス・制度へのアクセスの保障

個々の障害特性に応じた意思表示手段により、障害のある学生が学内外の関係者との相談・サービス・制度にアクセスでき、想定される全ての支援の選択肢から障害のある学生が自己決定する機会と権利を保障できる

2-1：大学等における障害のある学生と他者との関わりについて、学生の障害特性に応じた適切な意思表示手段と機会を保障できる

意図：学生本人が自己決定する機会を保障するために、あらゆるコミュニケーション手段（例：点字、拡大文字、筆談、手話、メール、電話、相談しやすい窓口の設置等）とその機会の保障が障害学生支援担当者に求められるため

2-2：大学等において障害のある学生に関係する相談・サービス・制度に対して容易にアクセスできるように、相談・サービス・制度に関する十分な情報の保障を行うことができる

意図：合理的配慮や修学上の相談等について、障害のある学生が大学内のどこに、どのように相談するべきかを明瞭にすることは、障害のある学生が建設的対話に参加するための前提条件であるため（例：障害学生支援に関するWEBサイト・学生案内等の充実、オープンキャンパスにおけるアクセスの保障）

2-3：障害のある学生が大学等との「建設的」対話にアクセスできるように、本人が理解して決定できるまで対話を維持・進展（見直しを含む）することができる

意図：障害のある学生本人が理解して決定できるように、大学等から可能な選択肢を提示し続けることで、対話を継続・発展を支援することが障害学生支援担当者に求められるため

3. 施設・設備へのアクセスの保障

障害のない学生が一般的な方法でアクセスできる全ての修学に関わる学内外の施設・設備について、障害のある学生が同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

3-1：学内の施設・設備について、安全かつ円滑な移動に関わる物理的環境について、障害のある学生の意見を考慮した整備計画を立案し、設置・改修することができる

意図：障害のある学生が学内を安全かつ円滑に移動するためには、物理的環境に関するアクセシビリティの向上が必要となるため（例：利用者に適した点字ブロックの敷設、容易に操作できるドア、アクセシブルエントランスの表示、視覚過敏にやさしい壁面塗装、障害のある学生が参画するバリアフリーマップの整備等）

3-2：学内の施設・設備について、障害のない学生に提示されている全ての情報を、障害のある学生も同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

意図：障害のある学生が学内の施設・設備を利用するためには、障害のある学生に適した入力方法での情報提供が必要となるため（例：点字、拡大、触地図、音声案内、視覚的な見通しの効く環境、カラフルすぎない情報提示等）

3-3：学内の施設・設備の利用ルールについて、学生の障害の程度に起因して一般的な利用ルールの変更が必要な場合に柔軟に対応することができる

意図：障害のある学生のニーズによっては、時に既存のルールの適用がふさわしくない場合があり、必要に応じたルール変更が求められるため

4. 授業へのアクセスの保障

障害のない学生が一般的な方法でアクセスできる全ての授業について、障害のある学生が同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

4-1：授業について、障害のない学生が利用できる全ての情報を、障害のある学生も同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

意図：障害のある学生が授業にアクセスするためには、障害のある学生に適した入力方法での情報提供が必要となるため（例：教科書・教材・板書・スライド・映像資料・音声での説明等は視覚情報ならびに音

声情報とテキストデータを提示する、授業時間外にも学習できるようにデータ提供、撮影、録音、録画を認める等)

4-2 : 演習・実験・実習授業について、障害のない学生が利用できる全ての機会を、障害のある学生も同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

意図 : 障害を理由として決めつけることなく、本人の意志を考慮しながら、授業での学習機会を保障することが必要となるため(例 : グループワーク・プレゼンテーション・体験学習に適切に参加できる機会を保障する等)

4-3 : 授業について、学生の障害の程度に起因して、一般的な参加方法が困難な場合に本質的変更がない範囲で柔軟に対応することができる

意図 : 学生の障害の程度によっては、一般的なアクセス方法では十分ではなく、必要に応じたルール変更が求められるため障害のある学生の(例 : 聴覚障害学生へのリスニング免除、対人コミュニケーションに障害のある場合においてグループワーク以外の方法での学習機会の提供)

5. 研究活動へのアクセスの保障

障害のない学生が一般的な方法でアクセスできる全ての研究活動について、障害のある学生が同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

5-1 : 研究活動について、障害のない学生が利用できる全ての情報を、障害のある学生も同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

意図 : 障害のある学生が研究活動にアクセスできるためには、障害のある学生に適した入力方法での情報提供が必要となるため(例 : 研究論文・書籍・図書館所蔵資料等はテキストデータでも提供等)

5-2 : 研究活動について、障害のない学生が利用できる全ての機会を、障害のある学生も同様にアクセスできることを最大限に保障する方法を提案できる

意図：障害を理由として決めつけることなく、本人の意志を考慮しながら、研究活動の機会を保障することが必要となるため（例：身体的な機能制約により遂行が難しい研究活動にパーソナルアシスタントを配置する、学会等の研究発表時に専門用語を理解できる情報保障者や代読者の配置、精神障害等を理由とした個別発表・遠隔発表の許可等）

5－3：研究活動について、学生の障害の程度に起因して、一般的な参加方法が困難な場合に本質的変更がない範囲で柔軟に対応することができる

意図：学生の障害の程度によっては、一般的なアクセス方法では十分ではなく、必要に応じたルール変更が求められるため障害のある学生の（例：対人コミュニケーションに障害のある場合においてグループワーク以外の方法での学習機会の提供）

6. すべての試験への受験の保障

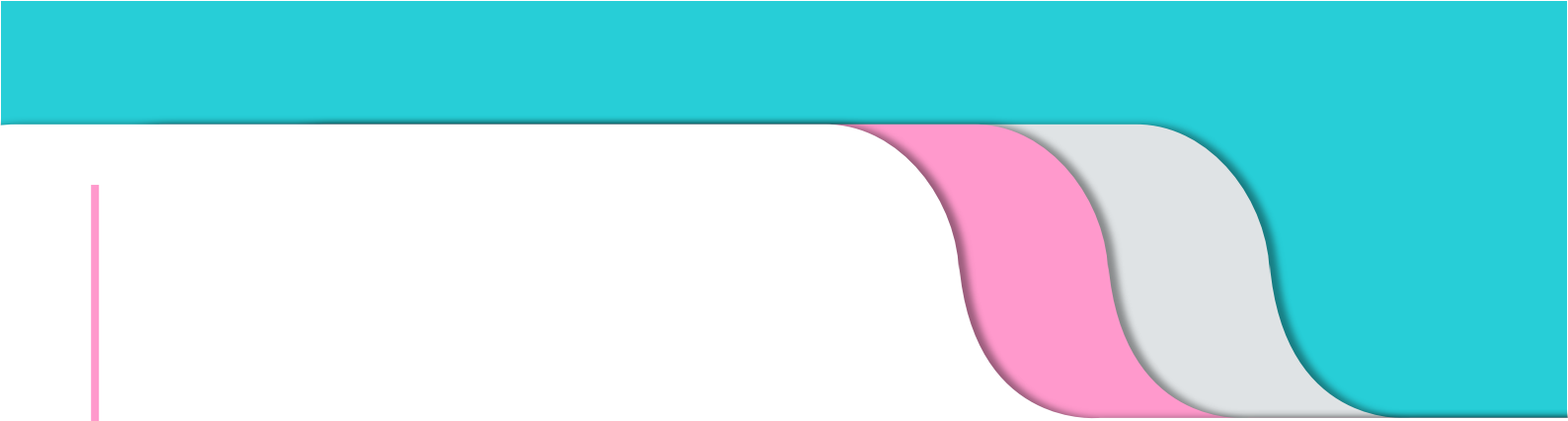
障害のない学生が一般的な方法で受験できる全ての試験について、障害のある学生が同様に受験できることを最大限に保障する方法を学生の合意を得た上で提案できる

6－1：入学試験について、障害のない学生が利用できる全ての入学試験（一般入試、推薦入試、AO入試、大学院入試、論文公開審査等で、口頭試問や実技等を含む）を、障害のある学生も同様に受験できることを最大限に保障する方法を学生の合意を得た上で提案できる

意図：現在、文部科学省の指針でも、別室受験、時間延長、点字・拡大文字・音声読み上げ機能等による出題が求められているため

6－2：定期試験やレポート等の成績評価にかかわる各種試験について、学生の障害の程度に起因して、一般的な参加方法が困難な場合に本質的変更がない範囲で柔軟な対応を学生との合意を得た上で提案することができる

意図：学生の合意については、授業担当者と障害のある学生がその評価方法について、いずれも理解し、肯定していることが必要となるため



6－3：成績評価やクラス分け等に活用される外部試験について、学生の障害の程度に起因して、一般的な参加方法が困難な場合に本質的変更がない範囲で学生との合意を得た上で柔軟に対応することができる

6－4：その他、授業内等を実施されるリアクションペーパー等について、学生の障害の程度に起因して、一般的な参加方法が困難な場合に本質的変更がない範囲で学生との合意を得た上で柔軟に対応することができる

(以上)